

井戸水の水質検査について

ご自宅で井戸水をご使用される場合、年に1回以上の水質検査をお勧めしております。

飲料用井戸水の検査結果が、不適合と判定された場合は、下記の水質検査項目の説明を参考にして頂き、原因を調べ、その対策を立て、必要があれば再検査を受けて下さい。

ご不明な点は弊社担当者までお問い合わせください。

～ 飲料水水質基準 ～

一般細菌 検出される細菌の多くは、病原菌との直接の関連はありませんが、汚染された水ほど多数検出される傾向がありますので、水の汚染状況や飲料水の安全性を判定する指標となっております。	基準値	100個/mL以下	pH値 水は種々の塩類、遊離炭素等を様々な割合で含んでおり、その割合によって中性、酸性、アルカリ性を呈しています。pH値が1に近いほど酸性が強くなり、14に近いほどアルカリ性が強くなります。	基準値	5.8以上8.6以下
大腸菌 大腸菌は、通常、人畜の腸管内に生息しており、これが存在することは、人畜のし尿等で汚染されていることを意味します。したがって、消化器系病原菌により汚染されている可能性があります。	基準値	検出されないこと	味、臭気 水の臭気及び異常な味の原因は、下水、汚水、工場排水の混入、プランクトン、鉄、バクテリア、菌類の繁殖、地質及び水の塩素処理などに起因します。	基準値	異常でないこと
亜硝酸態窒素 亜硝酸態窒素は、窒素肥料や家庭排水などに含まれる窒素化合物が自然界で酸化されたものです。乳幼児にメトヘモグロビン血症（悪化すると顔色や全身の色が青紫となるチアノーゼとなる）を引き起こすことがあります。	基準値	0.04mg/L以下	色度 色度は、水の色を数値で示すものです。色のある水は、水道水の快適な使用を妨げ、また水の清濁、汚染の指標となります。基準値を超えるようになると、肉眼でも着色がわかるようになります。	基準値	5度以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水、し尿や下水等に由来します。健康への影響は、硝酸態窒素が体内で急速に亜硝酸態窒素へ還元された場合、血液中のメトヘモグロビン血症を起こす可能性があります。（ひどいと窒息状態となる）。特に6ヶ月未満の乳児においては健康上注意を要します。	基準値	10mg/L以下	濁度 濁度は、水の濁りの程度を数値で示すものです。濁りは、水の清濁、汚染状態、水処理効果の判定等の指標となります。	基準値	2度以下
塩化物イオン 塩化物イオンは、生活排水、工場排水、し尿等の混入により増大します。基準値を超えるようになると、塩味を感じはじめます。また、塩化物イオンは金属を腐食させるので、濃度は低いほうが、望ましいといわれます。なお、海岸近くでは、海水の影響によることがあります。	基準値	200mg/L以下	鉄及びその化合物 鉄及びその化合物は、自然水にも含まれていますが、鉱山排水、工場排水等の混入、または配水管に使用されている鉄管が原因となることもあります。水中に多量の鉄が存在すると、赤水、混濁、異常な味、臭気の原因となります。	基準値	0.3mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量) 全有機炭素は、水中の有機物に含まれる炭素の総量をいい、有機性汚濁物質の指標として古くから用いられています。この数値が大きくなれば、水中の有機物が多く、水質が汚濁していることを意味します。	基準値	3mg/L以下	硬度(カルシウム、マグネシウム等) カルシウム、マグネシウムは自然水に広く存在します。硬度は地質によることが多く、水の味を大きく左右する成分です。この数値が高すぎると、下痢の原因となることがあります。	基準値	300mg/L以下

～ 新型コロナウイルス関連情報 ～

弊社グループ会社にて、「新型コロナウイルスPCR及び抗体検査」を自主的参考検査として受託致しております。お気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】 株式会社九州保健ラボラトリー 代表099-218-3636 <http://www.kyuhco.jp>



認定番号 B-4226
ISO/IEC 17025:2005 認定
認定範囲: 環境事業所



JWWA-GLP122
水道 GLP 認定
認定範囲: 島崎ラボ

◇企画・製作◇
東洋環境分析センター
企画・販促委員会

弊社社員ブログ更新中です！

是非ご覧下さい！



<http://www.let-toyokankyo.com>